

高年齢労働者処遇改善促進助成金支給申請書

申請日： 年 月 日

労働局長 殿

〒 -

所在地

名称

事業主
※雇用保険適用事業所の所在地、名称、代表者氏名及び電話番号を記載してください。

電話

〒 -

所在地

代理人又は事務代理人・提出代行者
※申請者が社会保険労務士法施行規則(昭和43年厚生省・労働省令第1号)第16条第2項に規定する提出代行者又は同法施行規則第16名称の3に規定する事務代理人の場合は事業主欄に事業主の所在地、名称、代表者氏名及び電話番号を記載し、代理人又は事務代理人・提出代行者欄に事務代理人・提出代行者の所在地、名称、氏名及び電話番号を記載してください。

電話

標記について、次のとおり申請します。

Application form with 11 numbered sections for insurance numbers, business details, and financial information.

※労働局処理欄

Table for labor office processing with columns for officials (局長, 部長, etc.) and processing steps (支給決定額, 受理年月日, etc.).

(様式第3号(申請書))(裏面)(R3.4)

提出上の注意

この申請書は、賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月から最初の6か月を支給対象期の第1期とし、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期(以下「支給対象期」といいます。)それぞれの末日分にかかる管轄安定所が指定した高齢雇用継続基本給付金の支給申請月の翌月の初日から起算して2か月以内に、事業所の所在地を管轄する労働局長に提出してください。申請期限を過ぎると申請書を受理できず、本助成金の支給ができなくなります(郵送の場合、申請期限日までに到着していなければなりません。)。ただし、支給申請期限の末日が行政機関の休日に当たる場合は、翌庁日を支給申請期限の末日とみなします。また、天災等により提出できない時は、その理由を記した書面を添えて、当該事由のやんだ後1か月以内に提出することができるとあります。

記載上の注意

- 1 申請書、右上「第 期」欄に申請する支給対象期を記載してください。
- 2 ①欄は、事業所の雇用保険適用事業所番号を記載してください。
- 3 ②欄は、事業所の労働保険番号を記載してください。
- 4 ③欄は、管轄する労働局長の認定を受けた「賃金規定等改定計画書」の受付番号を記載してください。
- 5 ④欄は、事業所名を記載してください。
- 6 ⑤欄は、問い合わせを労働局より行う際の担当者を記載してください。
- 7 ⑥欄は、例えば小売業、サービス業や卸売業などといった企業全体における主な事業を記載してください。
- 8 ⑦欄は、支給申請時点における該当する企業規模にチェックをしてください。なお、中小企業の範囲は次のとおりです。

主たる事業	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

- 9 ⑧欄は、企業の資本金の額又は出資の総額を記載してください。
- 10 ⑨欄は、2か月を超えて使用される者(実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。)であり、かつ、当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である者に該当する労働者数を記載してください。
- 11 ⑩欄は、賃金規定等改定年月日及び適用年月日を記載してください。
- 12 ⑪欄のAには、支給申請書(別紙)(様式第3-1号)支給対象労働者一覧の①欄の額を記載してください。
- 13 ⑪欄のBには、支給申請書(別紙)(様式第3-1号)支給対象労働者一覧の②欄の額を記載してください。
- 14 ⑪欄のCには、A欄の額からB欄の額を引いた額を記載してください。
- 15 ⑪欄の支給申請額には、C欄の額に次の助成率を乗じた額を記載してください(100円未満切り捨て)。

令和3年度又は令和4年度に増額した賃金規定等を適用(※)した場合 大企業 2/3 中小企業 4/5

令和5年度又は令和6年度に増額した賃金規定等を適用(※)した場合 大企業 1/2 中小企業 2/3

(※)⑩欄に記載した適用年月日

- 16 ※労働局処理欄には、何も記載しないでください。

申請に当たっての留意点

- 1 事業主が次のいずれかの要件に該当する場合は、本助成金は支給されません。
 - イ 本助成金の支給に係る事業所において、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとしたことにより、支給申請日または支給決定日の時点で5年間の不支給措置がとられている事業主
 - ロ 本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年 法律第84号)第2条第4項に規定する「保険年度」をいいます。)の労働保険料(同法第41条により徴収する権利が消滅しているものを除きます。)を納付していない事業主(支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った事業主を除きます。)
 - ハ 本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反(船員に適用される労働関係法令違反を含みます。)を行った事業主
 - ニ 本助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業(同条第1項第1号に該当するものに限ります。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業または同条第13項に規定する接客業務委託営業(接待飲食等営業または同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと(当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者および当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含みます。))を内容とする営業に限ります。)を行っている事業主
 - ホ 暴力団関係事業主(以下の(イ)または(ロ)に該当する者をいいます。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主
事業主または事業主の役員等(事業主が個人である場合はその者、法人である場合は、役員または支店もしくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいいます。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいいます。))または暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。)であるとき
 - (ロ) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主に準ずる事業主
 - a 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしている事業主
 - b 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している事業主
 - c 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている事業主
 - d 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業主
 - ヘ 事業主等または事業主等の役員等(事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は、役員または支店もしくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいいます。)が、破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったまたは行う恐れがある団体等に属しているとき
 - ト 支給申請日または支給決定日の時点で倒産(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第35条第1号に規定する倒産をいいます。)している事業主(更生手続開始の申立て(民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てをいいます。))または更生手続開始の申立て(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立てをいいます。))を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除きます。)
- 2 労働局長が、助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査または報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、調査または報告の際に求められた書類等を提示または提出できない場合や調査または報告を正当な理由なく拒否する場合は、助成金の支給を行いません。
- 3 助成金の支給申請に当たって労働局に提出した書類等については、当該支給申請に係る最後の支給日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管してください。
- 4 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部または一部を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年3%の延滞金が付されます。また、返還額の20%の額が違約金として請求されます。
- 5 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、または受けようとした事業主については、一定期間雇用保険法に基づく助成金等の申請ができなくなります。
- 6 代理人が申請する場合にあっては、委任状(原本)を添付してください。
- 7 助成金の受給に当たっては各種要件がありますので、不明な点は本支給申請前に労働局にお問い合わせください。